

令和元年度 やまなし省エネスマートカンパニー大賞 実施要領

1 目的

エネルギー・環境問題に積極的かつ継続的に取り組み、優れた成果を上げた事業者を表彰するとともに、その事例を広く紹介することにより、山梨県内における事業者の省エネルギー・環境保全対策の推進を図る。

2 対象事業者

温室効果ガス排出抑制計画制度における特定事業者及びトライアル事業者。

新規事業者については、令和元年 11 月 29 日（金）までに「温室効果ガス排出抑制計画書」の提出があった事業者を対象とする。

3 表彰の種類

大賞	1 件	評価点の最も高い事業者
奨励賞	数件	大賞以外で優れた成果を上げた事業者

4 応募方法

スマートカンパニー大賞の申請をする事業者は、令和元年 11 月 29 日（金）までに、次の必要書類を県に提出するものとする。

【提出書類一覧】

計画書提出 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度（新規） H28 年度に提出し R1 年度に更新した事業者を除く
	提出書類	【様式 1】省エネ等 取組状況シート		

5 評価項目

(1) 省エネルギー量

- ・平成 30 年度エネルギー消費原単位（※）の前年度（平成 29 年度）に対する削減状況
- ・原単位を算定していない場合は、平成 30 年度エネルギー消費量の前年度消費量に対する削減状況
- ・「温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書」を基に評価を行う

(2) 取組状況

- ・省エネルギー及び環境保全に対する取組状況
- ・「省エネ等取組状況シート」を基に評価を行う

※エネルギー消費原単位：エネルギー消費量を、エネルギー消費量と密接な関係をもつ指標（生産数量、売場面積等）で除した数値。当事業では、温室効果ガス排出抑制計画で各事業者が定めた「原単位に用いた指標」を指標として用いる

6 選定方法

省エネルギー量及び取組状況により総合的評価を行い、県が決定する。

7 表彰及び公表

事業者を表彰し、表彰状及び記念品を授与するとともに、県ホームページにて公表するなど広く県民、事業者に紹介する。

8 表彰の取り消し

虚偽の報告等参加事業者の不正な行為が認められたときは、県は表彰を取り消すことができる。

9 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定めることとする。

提出先・問合せ先： 山梨県エネルギー局 エネルギー政策課 省エネ・温暖化対策担当 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 電話：055-223-1506 FAX：055-223-1505 E-mail：energy-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp
